報道関係者 各位

令和3年からの生産資材等高騰緊急対策資金の貸付期間の延長について

県では、燃料や農業用生産資材価格の高騰により経営費の負担が増加している生産者を支援するため、県・市町村と融資機関が協調して有利な条件で「令和3年からの生産 資材等高騰緊急対策資金」の貸付を行っています。

貸付期間については本年9月末までとしているところですが、物価高騰の長期化及び 生産コストの上昇に伴い、生産者の資金繰りの悪化が懸念されることから、<u>令和6年3</u> 月末まで、6か月間延長することとしましたので、県民への周知に御協力くださるよう お願いいたします。

記

1 資金の概要

燃油や肥料、飼料など、農業・漁業経営に必要な生産資材の価格の高騰により経営に 影響が生じている生産者を支援するため、生産者が運転資金を借り入れる際の貸付利率 を県・市町村と融資機関が協調して引き下げるものです。

2 貸付期間の延長

資材等価格の高騰の状況が継続していることを踏まえ、貸付期間を延長します。

	現 行	延 長 後
貸付期間	令和5年9月30日まで	令和6年3月31日まで

- ※ 本資金は、令和3年12月に発動し、これまでに貸付期間を3回延長しています。
- ※ 貸付可能額算定のための単価、貸付限度額は据置きです。
- ※ 貸付利率は、0.90%以内で据置きです(貸付利率は、貸付を行う融資機関の引下げにより無利子となる場合があります。)。

【問合せ先】農林水産部農業経営・所得向上推進課

課長補佐 後藤 克典 15023-630-2286

【報 道 監】農林水産部

次 長 齋藤 邦仁

令和3年からの生産資材等高騰緊急対策資金の概要

1 目 的

燃油及び飼料・生産資材等の価格の高騰により、幅広い農林漁業経営体において経営費が増加し厳しい資金繰りが続いていることから、再生産及び経営の維持安定のために必要な資金を無利子で融資することにより、農林漁業者の生産活動の維持を図る。

2 資金概要

資 金 名	山形県災害・経営安定対策資金					
貸付対象者	農業(畜産及びきのこ類栽培を含む)及び漁業を営む者					
資金使途	経営の維持安	経営の維持安定に必要な運転資金				
	① 500万	分により、経営規模(栽培面計 区 分 水 稲 露地の野菜	算出単価(旧) 9千円/10a 161 千円/10a	算出単価*を乗じた		
貸付限度額	以外施園芸	露地の果樹 露地の花き 加温施設の野菜・果樹 加温施設の花き	57 千円/10a 70 千円/10a 201 千円/10a 619 千円/10a	・ いずれも 据置き		
		乳用牛肥育牛繁殖雌牛豚	99 千円/頭64 千円/頭37 千円/頭23 千円/頭			
		鶏 めん羊 シイタケ	108 千円/100羽 8 千円/頭 78 千円/万 床			
	類栽培	ナメコ、ブナシメジ等	25 千円/万ビン			
	漁業	中型いか釣り(100 t 程度) 小型いか釣り(10~20 t 程度)、 ベニズワイガニ篭	4,300 千円/経営体 2,600 千円/経営体			
		底曳き網、小型いか釣り(10 t 未満)	900 千円/経営体			
		その他	200 千円/経営体			
		※ 算出単価:燃油、飼料、生産資材等の値上がり額と年間使用量等から算出				
償 還 期 限	5年以内(据	置なし)				
貸付利率	0.90%以内 (無利子又は低利子化の場合あり)					
貸付期間	令和6年3月31日まで 今回変更					
融資枠	2.8億円	<u></u> ※ 再延長に伴う1. 4億	円の融資枠追加			

3 利子補給の事業内容

- 実施主体:市町村
- 仕組み
 - ・ 基準金利 (2.25%) のうち、県・市町村が 利子補給し引下げ ⇒ 0.90%
 - ・ 県・市町村による引下げ後、融資機関が独自 に引下げを行う場合 ⇒ 無利子 (最大引下げの場合)

基準金利			2. 25%
利子補給率			1. 35%
	県	(66.5%)	0.89775%
	市町村	(33.5%)	0.45225%
貸付利率			0.90%